

建築基準法第93条第3項の規定に基づく昇降機の消防通知の 添付書面等について

鳥取県土木部建築課

平成11年7月5日

昇降機の確認申請については、従来消防長（消防署長）の同意を得る必要がありましたが、平成11年5月1日に施行された建築基準法の改正により、消防長（消防署長）への通知することに変わりましたので、下記のとおり通知の簡略化をします。

記

建築基準法第93条第3項の規定に基づく昇降機の消防通知の添付書類は、確認申請書の第1面、第2面及び設計書の1ページ、2ページのそれぞれのコピー1部とします。

なお、非常用エレベーターにつきましては、従来どおり申請書全てを添付してください。